

交野市立保育所条例施行規則（案）

第 1 条 （目的）

第 2 条 （定義）

第 3 条 （定員）

第 4 条 （入所年齢）

第 5 条 （入所）

第 6 条 （緊急一時保護）

第 7 条 （退所）

第 8 条 （退所の決定）

第 9 条 （届出の義務）

第 10 条 （保育時間）

第 11 条 （延長保育の実施基準）

第 12 条 （延長保育の利用手続）

第 13 条 （延長保育の利用内容の変更）

第 14 条 （延長保育の終了の届出）

第 15 条 （延長保育の利用承諾の取消）

（保育料）

第 16 条 条例第 7 条に定める 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもの保育料は、別表第 1 に定める交野市立保育所保育料金表（2・3号認定）のとおりとする。

2 月途中の入退園（所）に係る保育料は、前項の規定による保育料において、保育を受けた子どもの区分に応じ、当該各号に定める計算式により得られた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 保育を受けた子ども

ア 月途中入園（所） 当月保育料（日額の区分による延長保育料を除く。）×月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は、25日）÷25日

イ 月途中退園（所） 当月保育料（日額の区分による延長保育料を除く。）×月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は、25日）÷25日

(延長保育料)

第17条 第10条第2項ただし書に規定する延長保育料は、早朝保育、薄暮保育それぞれ子ども一人につき、10分当たり150円とする。

2 前項の規定による延長保育料は、早朝保育、薄暮保育それぞれ同じ時間区分で事前に申し出があった場合に限り、当該延長保育料に10回分を乗じた額を月単位の延長保育料とすることができる。

(保育料の減免)

第18条 条例第8条の規定により、次の各号の一に該当するときは、第16条に定める保育料を減額又免除（以下「減免」という。）することができる。

(1) 2号認定子ども及び3号認定子ども（以下「認定を受けた子ども」という。）が病気等の理由により引き続きその月の15日以上教育又は保育を受けなかつたとき。

(2) 認定を受けた子ども又はその家族が伝染病にかかったとき。

(3) 認定を受けた子どもが死亡したとき。

(4) 支給認定保護者等が次のいずれかに該当するとき。

ア 支給認定保護者等が死亡したとき。

イ 保育料の納付の資力がないと認めるとき。

ウ 支給認定保護者等の失業又は不慮の災害等により納付が困難であると認めるとき。

2 前項第1号から第3号の規定による減免後の保育料は、次の各号に定める計算式により得られた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 保育を受けた子ども

ア 当月保育料（日額の区分による延長保育料を除く。）×前項の規定により減免が認められた日数（25日を超える場合は、25日）÷25日

3 同条第1項第4号の規定による減免後の保育料は、市長が別に定める。

(減免の申請及び決定)

第19条 前条の規定により保育料の減免を受けようとする支給認定保護者等は、保育料減免申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 保育料の減免を決定したときは、支給認定保護者等に対し、保育料減免決定通知書(様式第2号)を交付する。

(保育料の還付)

第20条 保育料の還付を受けようとする支給認定保護者等は、保育料還付請求書(様式第3号)を市長に提出し、還付を受けるものとする。

(保育料の納付)

第21条 保育料は、当該月分をその月末までに納付しなければならない。ただし、月の21日以降に入所したときは、入所した日の翌日から起算して10日目をもって納付の期限とする。

2 前項の規定により、納付の期限とされる日が次の各号に掲げる日(以下「休業日」いう。)に該当するときは、その翌日をもって、納付の期限とされた日及びその翌日以後の日が連続して休業日に当たるときは、これらの連続する休業日の次の休業日でない日をもってその期限とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月31日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(督促及び滞納処分)

第22条 保育料を指定した期日までに納入しないときは、市長は、期限を指定して督促を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までに保育料を納入しないときは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第10項の規定に基づき、市税の滞納処分の例により処分することができる。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

第23条 (保育料徴収員)

第24条 (保育内容)

第25条 (休所日)

第26条 (帳簿)

第27条 (施設及び設備の管理)。

第28条 (保育所の所長)

第29条 (所長代理及び主任)

第30条 (委任)

附 則

(施行日)

1 この規則は、法の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日までに保育所に在籍している児童の平成27年4月から8月の利用者負担額については、この規則に定める別表第1の前年度の市民税により算出された保育料にかかわらず、この規則の改正前の保育料の徴収に関する規則別表保育料徴収金基準額表により算出される前年度の保育料と同階層により当該年度の年齢区分に基づき算定するものとする。

別表

名称	定員	内訳	
		3歳未満児	3歳以上児
交野市立第1保育所	110名	44名	66名
交野市立第2保育所	120名	40名	80名
交野市立第3保育所	120名	47名	73名

別表第1（第10条関係）

交野市立保育所保育料金表（2・3号認定）

（保育標準時間）

（単位：円）

階層	階層区分	利用者負担額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市民税均等割額非課税世帯	2,000	1,500	1,500
3	市民税所得割額非課税世帯	9,000	6,800	6,800
4	市民税所得割課税額が10,000円未満	9,700	8,900	8,900
5	市民税所得割課税額が48,600円未満	11,000	9,700	9,700
6	市民税所得割課税額が59,800円未満	13,400	12,100	12,100
7	市民税所得割課税額が79,000円未満	15,000	14,000	14,000
8	市民税所得割課税額が92,200円未満	16,000	14,500	14,500
9	市民税所得割課税額が97,000円未満	18,900	16,000	16,000
10	市民税所得割課税額が108,000円未満	19,800	16,800	16,800
11	市民税所得割課税額が128,400円未満	24,600	20,400	20,000
12	市民税所得割課税額が148,800円未満	30,300	22,400	20,600
13	市民税所得割課税額が169,000円未満	34,000	24,100	22,600
14	市民税所得割課税額が208,500円未満	41,200	27,000	24,000
15	市民税所得割課税額が246,100円未満	49,300	28,600	25,100

16	市民税所得割課税額が273,100円未満	51,000	29,800	26,000
17	市民税所得割課税額が301,000円未満	52,700	31,000	27,000
18	市民税所得割課税額が347,200円未満	54,000	32,000	28,000
19	市民税所得割課税額が397,000円未満	56,200	33,600	29,000
20	市民税所得割課税額が397,000円以上	58,000	34,800	30,000

(保育短時間)

(単位：円)

階層	階層区分	利用者負担額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市民税均等割額非課税世帯	2,000	1,500	1,500
3	市民税所得割額非課税世帯	8,800	6,600	6,600
4	市民税所得割課税額が 10,000円未満	9,500	8,700	8,700
5	市民税所得割課税額が 48,600円未満	10,800	9,500	9,500
6	市民税所得割課税額が 59,800円未満	13,100	11,800	11,800
7	市民税所得割課税額が 79,000円未満	14,700	13,700	13,700
8	市民税所得割課税額が 92,200円未満	15,700	14,200	14,200
9	市民税所得割課税額が 97,000円未満	18,500	15,700	15,700
10	市民税所得割課税額が108,000円未満	19,400	16,500	16,500
11	市民税所得割課税額が128,400円未満	24,100	20,000	19,600
12	市民税所得割課税額が148,800円未満	29,700	22,000	20,200
13	市民税所得割課税額が169,000円未満	33,400	23,600	22,200
14	市民税所得割課税額が208,500円未満	40,400	26,500	23,500
15	市民税所得割課税額が246,100円未満	48,400	28,100	24,600
16	市民税所得割課税額が273,100円未満	50,100	29,200	25,500
17	市民税所得割課税額が301,000円未満	51,800	30,400	26,500
18	市民税所得割課税額が347,200円未満	53,000	31,400	27,500
19	市民税所得割課税額が397,000円未満	55,200	33,000	28,500
20	市民税所得割課税額が397,000円以上	57,000	34,200	29,400

【備考】

1. 基準額表における「均等割額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292号第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算

する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2. 4月～8月は、「前年度分」の市民税により判定し、9月以降は「当年度分」の市民税により判定する。
3. 第2階層で母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた場合は、0円とする。
4. 第2階層から第20階層までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合で、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所しているときには、第2欄により計算した額とする

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童のうち、最も年齢が高い児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	料金表に定める額
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童のうち、ア以外の児童で最も年齢が高い児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	料金表×0.5
ウ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している上記以外の就学前児童	0円

100円未満の端数は切り捨てる。